

新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金募集要項

1 目的

新型コロナウイルスの感染症対策として、各事業者が取り組む新規事業等（業種・業態の変更含む）について補助金を交付します。

2 補助対象者

- (1) 市内の小規模事業者（従業員数が、製造業・その他では20人以下、商業・サービス業は5人以下の商工業者）
- (2) 市内に住民登録及び事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人（令和2年5月1日現在）
- (3) ただし、田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金の交付を受けた次に掲げる事業者については、「特別枠」の対象とします。
 - ①小規模事業者以外の法人又は個人事業者
 - ②市内に事業所を有し、かつ、市内に住民登録がない個人事業者
 - ③市外に本店を有し、かつ、市内に支店を置く法人又は個人事業者
 - ④市内に事業所を有し、かつ、令和2年5月2日以降に開業した法人又は個人事業者
- (4) 市区町村税を完納していること。

3 補助対象事業

下記の事業について、補助対象とします。

（ただし、「特別枠」の対象事業者については、（1）新型コロナウイルス感染防止対策に係る事業に限る。）

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民の日常生活を支援する新規事業
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たな事業展開や取組を行う事業者

4 補助対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの支払が対象となります。

（ただし、「特別枠」の対象事業者については、令和2年4月1日から令和2年12月25日までの支払が対象）

5 補助金額

別表の補助対象経費の2/3以内の金額（1,000円未満切捨て）で、限度額は10万円とします。※予算の範囲内での対応となります。

6 申請方法

- (1) 補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を田辺市役所企画部たなべ営業室に郵送、FAX、メール又は持参してください。（FAX、メールの場合は、後日原本を

提出していただくこととなります。)

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④振込口座登録申請書
- ⑤事業所の所在がわかる書類（確定申告書控えや登記簿謄本など）

(2) 申請は、1事業者1回とします。

但し、9月30日までに交付申請し、補助金額が確定した事業者のうち、補助限度額に達していない場合は、特例として、補助限度額と1回目の確定補助金額との差額について、2回目の交付申請が可能です。

(3) 「特別枠」の対象事業者については、田辺市新型コロナウイルス感染拡大防止対策奨励金の交付決定通知書の写しを添付してください。

7 交付決定と支払

(1) 提出された補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その結果を申請者に通知します。

(2) 補助金の支払は、事業終了後に領収書等の証拠書類を添えて実績報告書を提出し、補助金額を確定した上で、各事業者の口座に振り込みます。なお、所定の書類を提出していただくことにより、実績報告前に交付決定額の50%以内の額で概算払することができます。

8 実績報告

補助対象事業の完了後、次の書類により、実績報告が必要となります。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書及び明細書等の写し等

9 申請期間

令和2年5月7日より令和3年1月29日まで随時募集（但し予算の範囲内で対応）

（ただし、「特別枠」の対象事業者については、令和2年12月25日まで）

10 申込、問い合わせ先

田辺市企画部 たなべ営業室 価値創造係

田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所3階

TEL0739-33-7714 FAX0739-22-5310

e-mail:tanabe.eigyoutanabe@city.tanabe.lg.jp

別表

経費区分	補助対象経費	
	感染対策防止事業	新事業・新サービス
消耗品	消毒液、マスク、飛沫防止版（アクリル板・ビニールシート）、ビニール手袋等	事務用品、弁当パック、ビニール袋等
光熱水費		新規事業に伴い使用する、燃料、電気、ガス代等
印刷製本費		チラシ、ポスター等
広告宣伝費		新聞広告、折り込み費用等
通信運搬費		切手、はがき、DM、宅配料等
委託料		専門的知識・技術を要する業務委託費用等
使用料及び賃借料		車両・厨房機器レンタル料等
備品購入費	空気清浄機、加湿器、非接触体温計、サーキュレーター等	新規事業に伴い購入する備品等
その他	換気扇取付工事、網戸設置工事等	新規事業に伴い市長が必要と認める費用

※人件費は対象外とする。

※「特別枠」の対象事業者については、感染対策防止事業のみが補助対象となります。

※実績報告時には補助対象経費の領収書等の写しの添付を必要とする。

※領収書に宛名が記載されていない等、補助対象事業者が購入したことが確認できない場合は、補助対象外経費となる場合がある。

※他の補助金に申請している経費については、対象外とする。